

○2番（小室信隆議員） 2番小室信隆でございます。議長の許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今年は、梅雨明けが早く、暑い夏となりました。私は少年団のコーチとして、教えている子どもたちには練習の朝礼のときに、喉が渇いたり、少しでも体調が悪くなったりしたら、コーチに一言言ってから木陰で休むように話しました。それでも、気分の悪くなる子どもはいましたが、休息することで回復し、一緒に参加する例もありました。本当に気を付けないといけないと思いました。

また、夏祭りのとき、みこしの前を歩いていて、全体の5分の3が終わるころ、足がけいれんしてきたので、家に帰り、足首に保冷剤を巻き付けて難を逃れ、他人事でないなと実感いたしました。例年になくこの猛暑は、地球が悲鳴を上げているように感じ、恐ろしくなりました。

それでは、一般質問に入ります。

そんな中、人の住む環境も変わり、これまでのようにイノシシなどの有害鳥獣とすみ分けがうまくできない状況にあり、その被害は深刻なものとなっています。6月の議会で、イノシシの問題について同僚の議員の方が質問されていました。そのときの捕獲された数を聞いて驚き、私も実際にこの夏に地域の方々の被害の状況を聞いて回ってみました。「ここにも来ているよ」耕作をしようとして耕した畑にイノシシの足跡がありました、収穫のときをわかっているのか、収穫の前に食べられてしまったことなど、被害が多くあることを聞かされました。ミミズが好物とのことで、畑に穴を掘り、下の砂利が表面に出てきてしまい、石だらけになり耕することができなくなったところもありました。

また、空き家の周りは雑草で荒れていて、そこからイノシシが出入りしているのを目撃したときは空き家に住み着いているのではないかのように思えたという話も聞きました。畑や家の防御として、周りにメッシュ柵をしているところが多く見られました。電気柵もあるが、年寄りが居るので昼は電気を通していないというところもあり、イノシシの被害は思ったよりもひどく、畑や竹林の作物はもちろんミミズもよく食べるので、旧耕作地、芝、のり面などを荒らしまわっていました。また、のり面をイノシシが荒らすと、豪雨のときにのり面が崩れ、道路の破壊にもつながることも考えられます。イノシシによる農作物の被害は減らない状況にある。前年度に荒らされた農地では、今年度の作づけをやめてしまったという方もいる状況でした。常陸太田市は山が多く、耕作放棄地も増えています。有害鳥獣対策、特にイノシシ対策にとっても重要であり、捕獲やすみ分けなどの方法を近々の課題として考えていかなければなりません。

そのような中、国の鳥獣被害防止支援事業や県補助事業等を調べたところ、茨城県のイノシシ等被害防止関連事業の中に実施隊が事業主体になるという事業があります。常陸太田市では実施隊ではなく、捕獲隊として活動していただいているようですが、県やほかの市町村で行われている実施隊とは、常陸太田市で行われている捕獲隊とどう違うのかをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わり、よろしくご答弁をお願いします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 有害鳥獣に係る捕獲隊と実施隊との違いについてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市におきましては、議員ご発言のとおり、捕獲隊を設置し、有害鳥獣の捕獲を実施しているところでございます。これは平成15年4月に鳥獣被害捕獲許可事務等実施要領を策定し、その中で有害鳥獣捕獲を行う者、有害鳥獣捕獲実施者として、常陸太田市有害鳥獣捕獲隊を設置したものでございます。

次に、実施隊でございますが、実施隊は平成20年2月に施行されました国の「鳥獣被害防止特別措置法」に基づき、鳥獣の捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う組織として市町村の条例により設置される隊でございます。

したがって、捕獲隊も実施隊も有害鳥獣の捕獲などを行う実行部隊として組織される隊がありますが、主な違いについてご説明申し上げますと、捕獲隊の隊員につきましては、実施要領に基づき選任された隊員となりますが、実施隊の隊員は市町村の非常勤職員となり、また隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定める必要がございます。また、隊員の任命権者でございますが、捕獲隊の隊員は隊長が任命することとしてございますが、実施隊の隊員は市町村長が任命または指名するものでございます。また、隊員の構成でございますが、捕獲隊の構成は全員が猟友会会員で構成されてございますが、実施隊は猟友会会員のほか、市町村職員や農家などで構成することが法により規定されてございます。

有害鳥獣対策に係るくくり罠購入や捕獲奨励金など国、県のさまざまな事業メニューにつきましては、事業実施主体の捕獲隊と実施隊であることの差は特段にございませんが、唯一今年度県の新規事業であります近づけない環境づくり事業、緩衝帯設置事業は事業主体が実施隊のみ取り組める事業となっております。

なお、茨城県44市町村のうち、鳥獣被害対策防止計画を策定し、鳥獣被害等の捕獲に当たっている市町村は24市町で、そのうち捕獲隊が16市町、実施隊が8市町となっております。現在の本市の捕獲隊の組織体制といたしましては、猟友会太田支部長が隊長となり、この隊長のもとに、各地区に地区隊長を置き、現在の隊員数は太田地区が14名、金砂郷地区並びに水府地区がそれぞれ15名、里美地区が20名、全64名の隊員となっております。

市といたしましては、引き続き、捕獲隊隊員の確保、増員に努め、有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、地域や農家等による被害防止対策を積極的に支援し、農作物等の被害の軽減に努めてまいります。

○成井小太郎議長 小室議員。

〔2番 小室信隆議員 質問者席へ〕

○2番（小室信隆議員） 答弁ありがとうございました。捕獲隊と実施隊の違いについては、内容は理解いたしました。隊員の構成については、捕獲隊が猟友会の会員のみであるのに対し、実施隊は市の職員や農家まで入るということで、県の緩衝帯設置事業を行う場合、実施隊がその緩衝帯の設置にも当たるということになりますと、なかなか事業を実施するのは難しいように感じました。特に、常陸太田は山が多く、市民だけで狩るのは難しいかと思います。イノシシなどの

有害鳥獣の捕獲につきましては，隊員の高齢化による減も考えられますので，引き続き，隊の皆さんの理解を得ながら，隊員の確保に努めいただきますよう要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。